

令和8年度 第1回沖縄県国土利用計画審議会議事録

- 1 開催日時：令和8年8月20日（木）14:03～15:37
- 2 開催場所：県庁6階第1特別会議室
- 3 議事事項：第6次沖縄県国土利用計画の策定
 - ・国土利用計画の概要及び骨子案について
- 4 報告事項：令和7年度第2回沖縄県国土利用計画審議会諮問事項に係る結果報告
- 5 出席委員：濱元毅、傳田哲郎、具志堅道男、大田伊久雄、小浜徹、川武聖子、林優子、比嘉葉子、吉田美苗、川満奈美絵、木村匠＜Web出席＞（11名）
- 6 事務局：真栄田企画振興統括監
県土・跡地利用対策課：城間課長、幸地班長、大城支援主幹、赤嶺主査、山城主事
- 7 審議結果：事務局から、第6次沖縄県国土利用計画の策定について、国土利用計画の概要及び骨子案の説明を行った後、委員から意見聴取を行った。今後、当該意見も参考に計画（案）の策定作業を進めることとした。
- 8 審議の概要
 - ・審議会委員14名中11名が出席（Web出席1名含む）し、沖縄県国土利用計画審議会条例第6条第2項に規定する定足数を満たしていることが報告され、審議会が成立した。
 - ・議事録署名人に傳田哲郎委員と比嘉葉子委員が指名され、承認された。
 - ・事務局から、資料1～資料6に基づき、第6次沖縄県国土利用計画の策定について、国土利用計画の概要及び骨子案の説明を行った後、委員から意見聴取を行った。

（濱元会長）

- ・会長の濱元です。本日の審議会が円滑に進められるよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。審議会の開催に当たり、本審議会の成立要件について事務局より報告をお願いします。

（事務局：大城支援主幹）

- ・では、事務局からご報告いたします。本日は木村委員がウェブ（Web）での参加、それから宮里委員、藤田委員、津波古委員が欠席となっております。林委員が少し遅れるとのご連絡がありましたが、その後出席される予定となっております。本審議会委員14名のうち、少し遅れている林委員を除いて10名の委員が出席しておりますので、沖縄県国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定により、定数の2分の1以上の出席がありますので、本審議会が成立していることをご報告いたします。

（濱元会長）

- ・どうもありがとうございました。続きまして、議事録署名人を選出したいと思います。

今回、傳田哲郎委員と比嘉葉子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。次に、本審議会は、平成14年2月14日に開催されました審議会において、公開とすることを決定しております。事務局から本日の傍聴希望者の状況を説明してください。

(事務局：大城支援主幹)

- ・本日の傍聴希望者でございますが、お一人、傍聴希望者がいらっしゃいます。また、マスコミの方が1社お見えになっております。以上で報告を終わります。

(濱元会長)

- ・ありがとうございます。それでは、お手元に配付されております会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。まずはじめに、議事事項の第6次沖縄県国土利用計画の策定について、事務局からその概要及び骨子案の説明をお願いいたします。

(事務局：赤嶺主査)

- ・資料1～6により、第6次沖縄県国土利用計画の策定について、その概要及び骨子案を説明。

(濱元会長)

- ・どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明ありました、国土利用計画の概要及び骨子案につきまして、ご意見、ご質問があればよろしくお願いいたします。

(事務局：赤嶺主査)

- ・すみません。事前に津波古委員の方からご意見が出されておりました、資料3の6ページの6行目「ウの健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理（サンゴ礁の保全）」についての意見が出されておりました、津波古委員の意見としまして、括弧のサンゴ礁の保全の後に、地域の歴史・文化の保全、継承等を入れたらどうかという意見がございます。その意見・提案理由なんですが、ウの各項目の中で22行目から24行目の事項は、自然環境に関するのではなく、地域の歴史文化の保全等についての事項であり、無秩序な開発を防止するうえで重要な要素であると思うので、タイトル部分にもその内容を明記した方が良くと思います、とのご意見がございました。

(濱元会長)

- ・ありがとうございます。

(事務局：赤嶺主査)

- ・一応、事務局の対応としましては、文化財課、教育庁とどういうふうに対応していくかについて調整してまいります。確かに、津波古委員のおっしゃるとおり、この題名だけだと、中身の歴史文化とか、そういったものが見えないのではないかとのご指摘はも

っとだと思しますので、関係課と対応について調整させていただきたいと考えております。

(濱元会長)

- ・地域の歴史文化の保全・継承等というのを入れるということか。

(事務局：赤嶺主査)

- ・入れたいという意見があったので、どのように入れるかについて調整させていただきま
- す。

(濱元会長)

- ・他にございますでしょうか。比嘉委員。

(比嘉委員)

- ・はい。せっかくなので少しお話させていただきます。私ども銀行も今カーボンニュートラルに向け動いている中、資料6の3ページ目にカーボンニュートラルの実現というのがあって、6次計画で新たに追加されたものというところに、かなり評価をさせていただいています。ただ、私もまだ勉強不足でわからないところがあるのですが、今、風力発電や大型太陽光だとか、カーボンニュートラルに向けた民間の事業があったり、土地開発されているところがございます。このあたりについて、現状の認識というか、今どういうふうに思っているのか、現状の課題で、このあたりが計画にどの程度組み込まれているのかということに関して、お分かりになる範囲で結構ですので、教えてくださいたいと思います。

(事務局：赤嶺主査)

- ・資料3の5ページ目の方をお開きください。資料3の5ページの19行目を見てほしいのですが、こちらの方は県土利用の基本方針の中にあります、アの地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理。資料3の5ページ目をお願いいたします。場所としましては、県土利用の基本方針アの地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理の中にあります、自然的土地利用に関することなのですが、この19行にあります太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、景観との調和等の地域の懸念が顕在化していることから、土地利用状況等に特に配慮を要するという形で書いておりまして、これは基本的に太陽光設備とか、今設置が進んでおりまして、うちの方の国土利用担当部署の方にもかなり問い合わせ等がありますが、そこについては例えば地域の懸念というのがあり、それについて配慮しなきゃいけないというのを入れております。
- ・もう一つ、こちらが基本方針の方にありまして、これも関連する文書がありまして、次はもうちょっと飛んでいただき申し訳ないですけど、11ページの方をお願いします。11ページの方、先ほどは自然的な土地利用の世界でどういうふうにという話であったの

ですが、もう一つ 11 ページの方は、同じ基本、利用区分別の県土利用基本方向の中の 6 番の宅地の方ですね。宅地の中で、こちらの方は 22 行目になるのですが、太陽光発電設備の設置には、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮しているというような視点を入れております。宅地開発の時に一緒にこの太陽光パネルの設置があるのですが、それ以外は宅地としての取扱いになるのでそういったものもあります。これ自体ただ配慮というものだけなんですけど、特に推進は、ある意味、推進もしていこうというのは実は考えがございまして、次、実際のこの対応、自然共生の話で 25 ページ目を開いてほしいのですが、25 ページの 35 行目で、こちらもこれまで対応してきた話の中に、第 3 章の 5 の自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保の中の(4)の地球温暖化対策の推進ですね。先ほど言いました鉄軌道の導入、再生可能エネルギーの導入、カーボンニュートラル等の中に、主に地域共生型の太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーを面的に導入していこうというのが、こちらは地球温暖化対策の推進の中で、土地利用の中に位置付けられています。

- ・最初の方は、2 つは基本方針として、こういうふうにやるならこういうふうにやりましょうね。次の 3 つ目のもの、第 3 章に書いてあるものについては、自然環境の保全・再生・活用の中に地球温暖化対策の推進としまして、太陽光をはじめとした再生エネルギーの導入をしていきたいと思いますというのを、今現在こちらで整理しております。以上でございます。

(比嘉委員)

- ・ありがとうございます。2050 年、カーボンニュートラルというところは、民間の企業としては目指すべきものであるというふうに考えておりまして、景観の部分もそうなんですけど、推進の部分だとか、やはり県がリーダーシップを取って取り組んでいただきたいなというところもございまして、お話をさせていただきました。バランスを取っていただいて、ご記入なさっていらっしゃるの、ありがとうございます。

(濱元会長)

- ・ありがとうございます。他にございますでしょうか。私の方からお願いします。地域区分として、16 ページにあるような形で、北部、中部、南部、宮古、八重山と分けられているのですが、例えば、今、質的向上は非常に大きな柱の一つということでしたが、例えば同じ南部の中でも、新聞などでも、渡嘉敷、いや失礼しました渡名喜村だとか、そういったところの人口減少が非常に著しいというところで、空き家対策にしても、そういう離島町村とかと、あとこういう那覇近郊と、発生原因もまた対策の方法なども違っているかなとは思っているのですが、そのあたり、例えばこういった形で区分されて中に織り込まれているのかということをお教えいただけますか。

(事務局：赤嶺主査)

- ・南部地域については、実はこの 18 ページになるのですが、都市部、市街地、農山漁村及び離島地域においてという形で、こういった田園農住地域の形成という形で書いています。こちらの圏域の方では、特に今現在、離島というものに特化した形で書いてい

わけではなくて、離島に関する話とか集落の認識については、ページにしますと、8ページの方ですね、過疎地域といった離島地域という形になりまして、8ページの地域類型別の県土利用の基本方向の(2)農山漁村というところがございまして、ここの24行の方に、生活サービス機能等の維持が困難な集落において、日常生活に不可欠な施設等を動ける範囲に集め、周辺地域の公共交通ネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進め、集落機能を集中的に維持・強化するという形で、こちらの方は離島振興計画という沖縄県の新21世紀ビジョン基本計画に係る計画の中で離島に特化した計画がございます。こちらの方から話を持ってきております。

- 先ほど、会長からお話のありました集落の維持定住というものは、特に竹富町さんからも同じような意見が出されておりました、竹富町さんの方からも、こういうふうに入れてくる形で、維持定住という文言を入れ込んでいます。各圏域についてどういうふうに入れるかについては、今、市町村の意見をあげているだけでございますので、次回までに、例えば南部圏域でしたら、南部圏域も那覇市周辺をメインとした都市区域とそれ以外の区域、それと離島区域、那覇の南部離島区域というふうにちょっと書けないかというのを今調整させてもらっているところでございます。

(濱元会長)

- ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございますでしょうか。川満委員。

(川満委員)

- 大した質問ではないのですが、資料3の15ページの作成中のこの県土の目標のところは、国の規模の目標というのは、これは全国の規模の目標ですか。その中に沖縄はこれぐらいですよという数値があって、それを目標に、それを参考に目標値を設定する感じになりますか。

(事務局：赤嶺主査)

- 国の目標について、令和2年の国の数値は実数なので、沖縄県は含まれているのですが、ただ国の方も、令和15年の数値自体は、どこの地域がどれだけの面積とか、そういった詳細を作っているわけではなくて、国全体として、例えば農地については、農林水産省の食料農業農村基本計画に基づいて、これだけの面積を目標にするよとか、そういったものや過去のトレンド等からこれぐらいになるだろうというような形を作っております。
- 県の方は県の方で、今現在、令和6年の数値は、これは積み上げて実績を出しておりますので、それをもとに過去の状況や、各森林計画とか、農地の計画とか、そういった諸々のものや、あと道路の整備計画、河川の整備計画等をもらって、それを作っていきます。宅地に関しては、なかなかどれだけ宅地をとというのはあまり政策的に動いていないので、宅地自体はこれ固定資産税の宅地ですので、総計は同じで、内訳については、例えばうちの商工でしたら産業集積地域等で工業用地を集積していきたいとか、そういったものの場所とか数値をもとに作っています。ただ、結果として宅地の方、商業用地や物流系が今現在増えているような状況になっております。以上でございます。

(濱元会長)

- ・ありがとうございます。どうぞ。

(傳田委員)

- ・傳田ですけれども、資料3の25ページの16行目。都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する云々のところですが、具体的にこれが大きな方針にはなると思うのですが、県としてこれまでこの方針に沿った具体的な活動って何かありますか。

(事務局：赤嶺主査)

- ・特に土木サイド、土木の方が行っている事業の中で、こういった都市部の農地や、今現在のグリーンインフラ等やそういったもので、地域の流域河川づくりや、そういった都市部の緑地を確保するという取り組みをやっているというふうには聞いております。

(傳田委員)

- ・はい、ありがとうございました。なぜそういう質問をしたかという、もう何年前だったか忘れましたが、国が緑の回廊というのをやっていて、沖縄県もその流れを受けて、検討された時期が確かあったと思うのですが、実際には、私、その時委員の一人として入っていたものですから、いろいろ経緯を見てきたんですけども、我々のいわゆる生き物屋からしたら、ここの文言に書かれているようなことをイメージして委員として発言していたのですが、実際には全く沖縄県側はこういうスタンスではなかったんですね。どこまで沖縄県としてここに書かれていることがちゃんと周知されていて、これに則って皆さん動いているのかっていうところが、私はちょっと疑問に常々感じるんですけども、どうなのでしょう。
- ・例えば外来種問題も同じなんですけど、ここには盛り込まれているんですけども、実際の外来種対策っていうのは、かなり予算の問題であるとか、人手の問題であるとかで、手詰まり状態になっていて、かなり一刻を争う対策が要求される中で、動けていないような状況が続いていると思うんですね。世界遺産に指定されていながら、多分外来種対策というのは一つ、沖縄県として果たすべき義務だとは思っているのですが、そしてこういう方針が背景にあるにもかかわらず、動けていないっていう現状が多分あると思います。今ちょっと他の分野のことはわからないのですが、こういう非常に時間をかけて作られた骨子案が、現状の沖縄県としての活動にどこまで反映されているんだろうかと、そういう評価っていうのはされているのでしょうか。

(事務局：赤嶺主査)

- ・今現在、各部局の方に、こういった国計画や状況等をもとに、第6次についてこういった内容でどうかというのを各部局の方に投げさせてもらっておりまして。

(傳田委員)

- ・ごめんなさい。第6次というのは現在検討中の部分で、例えば過去のものについて、ここに書かれていることに対して、沖縄県としてここまでできた、あるいはここは全然計画として盛り込まれているが、充分ではなかったというような、そういう評価は過去にされているのか。

(事務局：赤嶺主査)

- ・評価というより、各部局の方にこの計画を策定するに当たって、第5次県計画において計画したけど、実際どうでしたかというのは照会をかけて、これについてはこういう取り組みをやったけど、例えば空き地・空き家対策について、市町村と一緒にこういう対策はやったけど、こういう状況ですよとか、そういったものはもらっているところでございます。

(傳田委員)

- ・そこの現場の本当の末端の部分と、こういう大元の計画との間の風通しを良くしてほしいという気は非常にしました。はい。コメントです。

(事務局：赤嶺主査)

- ・ありがとうございます。何か次回の各部局との調整の時に記載させていただきます。

(濱元会長)

- ・ありがとうございます。次どなたか。

(具志堅委員)

- ・先ほど、太陽光の話もありましたが、確かに必要とは思いますが、大きな敷地が必要であったり、一般的には土地として利用価値がないところへ結構建設されたりしています。設備の対応年数は20年ぐらいですか、今後廃棄となる場合リサイクルが沖縄県内ではなかなか再生ができないのかなっていうのもあるんですけども、そこまで県は想定しながらこういう事業に取り組んでいくんでしょうか。又、何らかの事情により設備が放置されると景観が悪くなる。なかなか誰も片付けられないっていうのも出てくるのかなって将来において、そのあたり県としてどう考えているのか。

(事務局：赤嶺主査)

- ・まさに今委員のご指摘のあったお話が5ページに書きました関連施設の設置に際しては、景観との調和等の地域の懸念が顕在化しているというのは、まさにそのことでございまして、あるいは撤去を誰がやるのかとか、そういった問題が顕在化しているというのを、こちらの方に計画として載せさせてもらっております。全て推進、推進ではないという世界であるというのを載せさせてもらっております。商工部門の方と連携はしているのですが、うちの方には、設置の話はよく来るのですが、こういった課題があって、対応しなきゃいけないというのは認識しているという状況です。実際、具体的にどこをどういうのができるのかというのでは、今現在把握していない状況です。

(具志堅委員)

- ・ 結構、空き家の問題も、なかなか手を付けられないような状況で、こういう広大な面積のところにある、誰が片付けるんだろうと。相続も個人の場合も厳しいと思われ将来誰が片付けるんだろうと。そこは景観が悪くなるのではないのかなと思っております。以上です。

(濱元会長)

- ・ ありがとうございます。どうぞ。

(小浜委員)

- ・ 資料3の11ページなんですが、下段のイ[工業用地]のところですよ。28行目のグローバル化や情報化の進展等に工場の立地動向、大型 MICE 施設を含めた産業等々あるんですが、この大型 MICE 施設っていうのは、どちらを指しているのか、既存のものなのか、また整備する予定の場所なのか、それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(事務局：赤嶺主査)

- ・ 現在のところは、既存のものプラス、あと与那原マリンタウンの方の整備計画があるので、両方含んでいる形で対応させてもらっております。

(小浜委員)

- ・ ということは、今ある宜野湾のコンベンションセンターであるとか、具体的にいくつかあったりするんでしょうか。

(事務局：赤嶺主査)

- ・ 今ある計画では、宜野湾のコンベンションセンター付近のものや、あとはアリーナ近辺の東海岸ですとか、その方も MICE 施設の関連という形になります。ただメインの方はやはり、それも含んでいるんですが、先ほどの西原与那原マリンタウンとして書いております。

(小浜委員)

- ・ わかりました。ありがとうございます。

(濱元会長)

- ・ ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(大田委員)

- ・ 一つは先ほどのソーラーですけれども、森林法という法律が数年前に改定されて、それまでは、森林法というのは、1ヘクタールに満たない森林を開発する、何を作ってもいいんですけど、その所有者の人が1ヘクタール未満であれば、届出なしに何でも

きるというのがこれまでの森林法で、ソーラーもその基準で1ヘクタールギリギリぐらいのものが山の斜面に全国的にいっぱいできたんですね。

- ところが、それが土砂崩れとかいろんな災害がかなり全国的に起こることになって数年前に、他の用途は1ヘクタールのままなんです、ソーラー発電、太陽光パネルだけに限っては0.5ヘクタールに、半分にしたということなんです。沖縄県内には、それはあるんですかね、山の斜面で1ヘクタール未満、あるいは法律が数年前に変わってからは0.5ヘクタール。沖縄は、山自体、森林自体がそんなにないので、山の斜面にというのはあまりないとは思いますがそれでも。

(事務局：赤嶺主査)

- 森林法とか保安林解除に関しては、そういった0.5ヘクタール以上という話は。

(大田委員)

- 今はそれに変わっているんですね、0.5までであれば、その所有者の人は自分の土地に何をしてもいいということなので、ソーラーパネルも。以前は1だったのが、全国的に相当、要するに光が全部遮断されますので、下の斜面に草とかがまったく生えずに、雨が降ったらもう全部流れて、ソーラーパネルごと下まで流れるっていうような、そういう災害がかなりたくさん全国的に起こったので、とにかく法律で半分に減らしましょうということで対策を進めているんですね。
- それにしても今、その個人の所有で0.5ヘクタール未満であれば、要するに止めることができないと法的になっていると思う。だから沖縄県内でもそういうことは多分に起こり得る話だし、私有地であれば、その辺はちょっと今後の問題としても残るかなと。それとその跡地ですけども、もう使えなくなったら放置ですね。そうすると、やっぱり何年かすると大雨が降るというようなことで、それはやっぱり個人の土地であれば誰も手がつけられないということになる。そういうことはやはり全国的には非常に起こっていると思うんですね。
- あともう一つ、言葉の問題なんです、保全という言葉がいろんなところで使われて、この中を見て、多分国の大元のものにもその保全という言葉が使われていると思うのですが、その意味するところは、具体的にはどういう、何をもちいて保全というのかというのをちょっと教えていただきたい。
- といいますのは、私の場合は森林政策、経済、森林の分野なんです、森林の分野では保護と保全という、国立公園とか、そういう公園管理もそうなんです、保護と保全という2つの言葉があって、これはよく似た、一般的には多分同じように、日常会話では保護するとか、保全すると同じように使っていると思うのですが、もうちょっと詳しく中身を見ていくと、我々の分野であれば全く意味が違って、保護というのは、基本的には手をつけずに、その人間の関与をできるだけしないのが保護なんですね。
- それに対して保全というのは、人間が手をかけて、守りつつ利用を進めるということなんです。だから森林の場合で言えば、保護と言ってしまえば、もう手つかずに、自然がどうなろうと、ほっとくみたいなのが保護。英語で言うと preservation とか protection になるんですが、保全というのは conservation で、これは人間が利用しな

がら守っていく。だから農地なんかは完全に保護ということは当てはまらなくて、人間が利用しますから。けども、その田んぼを田んぼとしてずっと作り、使い続けるっていう、そういう意味ではこれは保全なんですね。

- ・そういう意味では、保全と保護というのは、だいぶ意味が違うことなんですけど、この文書の中にはいろんな意味、極端に言うとも県土保全とか、あるいは文化、歴史の保全とか、景観の保全とか、いろんな形で保全という言葉が、相当たくさん出てきている。多分その箇所箇所によって若干ニュアンスの違う意味で保全というふうなことになるように読めるのですが、多分全国の計画でもこの言葉を多用しながら、もしかするとちょっと曖昧にしてわからないようにしているというか、ごまかしているというか、そういうような気もするんですが、県としてはどういうふうに使っているのか。

(事務局：赤嶺主査)

- ・今の意見では、10 ページの 1 行目のほうを見てほしいのですが、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等について、適正な保全を図ると書いてあるのですが、今の話をすると、適正な保護を図ると。

(大田委員)

- ・そうなんです。ちょっとおかしいのは、資料 1 の 4 ページの下欄に自然環境保全法という法律があるのですが、これは実は原生自然環境保全地域というのは日本に 5 か所だけありまして、知床の真ん中辺とか、屋久島のとっぺんとか、人間がとにかく手をつけずに残しておく、本当に手をつけないところというのが、この原生自然環境保全地域で日本に 5 か所だけある。
- ・それを保全と、この法律では実は言っていて、それは本来的にはちょっと違うと、おかしい用語だと私は常々思っているのですが、保護、国立公園のコア地域なんかは、これは確実に保護するところなので、できるだけ人間の手を加えないんだけど、バッファゾーンとか、その周辺地域というのはこうではなくて、これは保全、人間が使いながら、農業をやりながら、林業をやりながら、でもその森林を守っていくと、そういう考え方になると思います。
- ・なので、言葉としてはそうだと思うのですが、この計画の中で、その保全というのはいろんな場面で使われているんですが、どういう意味なのかというのをちょっと教えてもらえないかと、あるいはどこかから問い合わせがあった時に、こういうものであるということが答えられた方がいいのではないかと。

(事務局：赤嶺主査)

- ・今やっているんですが、10 ページの 1 行目にあるような原始的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等について、適正な保全を図る、こちらの方については、先ほど大田委員のおっしゃったとおり、保護、つまり変わらないということで整理されております。

(大田委員)

- ・そうですね、だから言葉としては保護の方がふさわしいはずなんですが、ただ国の計画も法律からしておかしな保全、保護になっていますので。

(事務局：赤嶺主査)

- ・意図としましては、基本的に原生っていうのは変わらないという、そういうふうに思っております。森林については、基本的には利用する森林と、保全を基本とするような原生林と、あと、二次林のうち天然生林についても、原生林と同様な保全、保全というか、今話していた保護を基本するような形になるかと思いますが、そこら辺については文言を確認させていただきます。

(大田委員)

- ・そうですね。県土の保全とか、都市農地の保全とか、そういう言葉が出てきていますが。

(事務局：赤嶺主査)

- ・原生林の保全は違う意味だよという感じですよ。

(大田委員)

- ・そうだと思いますし、あと、その文化的なものが景観とか、いろいろなところもだから広い意味であるということだが、箇所箇所によってはどういう意味なのかというところが、悪く言えばそれで非常に広い意味なので、いやこれは保全と言っているけど保護なんだと言ったら、いや保護してないじゃないかという時に、いやいや保全って書いてあるじゃないかということになれば、ちょっとあれなのでできるだけそういうのはきっちりしといたほうが本来はいいだろうし、そういうのを県の方も含めて県民も分かるような形にした方が本来はいいのかなというふうに思いました。

(事務局：城間課長)

- ・どうもありがとうございます。今回提示させていただいている内容が骨子案ということで、次回の審議会に報告させていただくのが素案で、ある程度文章化していく資料になります。次回提示させていただく段階では、今ご指摘いただいた趣旨を踏まえ説明できるようにしたいと思います。

(大田委員)

- ・多分、過去のこの計画も保全ということでは来ていると思うので、あんまり急にええちゃうと、逆に方針が変わったのか、いや、そうではないと思いますので。

(事務局：赤嶺主査)

- ・今の審議の話については、前回、十年前の審議会の中でも、こういった原生林については、当然手を触れない、入らないのが原理、原則という話で整理されておりますので、考え方としましては、保護の考えで。

(大田委員)

- ・ そうですね。そういう考え方で、言葉としては保全というのを使ってきたということですね。

(事務局：幸地班長)

- ・ ただ、一応今回の計画を作るに当たっては、その関係部局、この自然関係であれば、環境部門の方にも照会をかけて、文章の作成とか、こういうものを入れてくれということで希望を受けて書いている部分もあるので、保全や保護という言葉の定義をした時に、その意味合いで、計画に記載しても問題ないのかっていうところは、関係部署の方にも確認した上でやりたいと思います。

(大田委員)

- ・ よろしくをお願いします。

(濱元会長)

- ・ ありがとうございます。

(傳田委員)

- ・ いいですか、資料3の9ページの5行目のところなんですが、自然環境と人間社会が持続的に共存した環境を築いていくため、というところなんですが。これ、どういうことをイメージされているのかよくわからないのですが、私、自分の研究の関係で最近気になっているのは、沖縄はもともと自然と密接に人の文化とが関わりながら現在まで来ているわけで、そういう素晴らしい自然との共存の関係っていうのは、もともと伝統的にあるんですよね。
- ・ 日本全国あるとは思いますが、その中でちょっと気になっているのは、いわゆる里山的な環境。人が管理しながら自然と関わってきた環境が、急激になくなってきていると思うんですね。特に高齢化と、世代が変わって土地の管理や利用方法が変わったりとか、あるいは草刈りができなくなったりとか、あるいは果樹園がほとんど放置されたり、放棄されたような状態で、外来種がどんどん入ってきちゃう。結局そういう環境って、これまで人が維持している中で、実はそういうところにしか暮らせない生物っていうのもあって、非常に近年危惧しているところではあります。
- ・ あとは、例えば中南部だと湧き水の周りとか、グスクの石垣とか、数少ない自然がそういうところに残されていて、それって人の生活とものすごく密接に関わってきたんですね。だから今、あの5行目のところも新しく何か作っていくということも大事かもしれないですが、これまで沖縄が守ってきた環境を、人と関わりながら自然を守ってきた環境を残していくような取り組みというの、ちょっと念頭に置いていただけるといいのかなと思いました。

(事務局：赤嶺主査)

- ・今ご指摘のあった、里山の県土管理利用水準の低下とか、それに伴ってこの生物多様性の低減とか、そういったものについて、環境部の方から、沖縄県環境基本計画の方にそういったものがあるので、これについて土地の利用の世界の方でも入れてくれという意見がありまして、こちらの環境のような考え方というのを追加させてもらっております。

(傳田委員)

- ・ちょっこの文章だけだと、これから何か作っていくみたいなふうにしか受け取れないので、あるものを守っていくっていうニュアンスをどこかに入れていただけるといいかなと。

(事務局：赤嶺主査)

- ・環境部と調整して必要な修正をさせていただきます。

(濱元会長)

- ・ありがとうございます。ちょっと時間が押してまいりましたので、次のご意見で最後にしたいと思います。

(事務局：大城支援主幹)

- ・あの、ウェブ会議で参加されている木村委員から、チャットでご意見が寄せられているので事務局からご説明してよろしいでしょうか。

(濱元会長)

- ・事務局からお願いします。

(事務局：大城支援主幹)

- ・これは、ちょっと前の議論になるんですが、太陽光パネルの設置の議論の中で、木村委員の方から、「私も同様の意見です。太陽光パネルの設置について、斜面災害との関係が全国的に懸念されているところです。そのことを構想として盛り込むことを検討しているのでしょうか。」
- ・「農地について、少なくともリース方式を県と市町村が積極的に進めることが必要ではないかと考えています。リース方式を希望しても、新規就農が叶わない現在の状況を改善するよう強く促すことで、担い手確保に少し貢献できると思います。」以上、木村委員からのご意見を報告させていただきます。

(濱元会長)

- ・木村委員ありがとうございます。では、次のご意見で最後にしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。吉田委員。

(吉田委員)

- ・私は測量しているので、道路の整備っていうところなのですが、国が道路の整備とかを計画的に毎年いろいろやられていると思うのですが、実際、傳田委員がおっしゃったように、末端に行くまでにその計画は伝えているのでしょうか。末端となると、私たちが実際現場を測量し、図面までは提出して、その年度で終わるのですが、それから先の何て言うんでしょう、特に私、中部なので民間地を測量することが多くて、民間地ですと立ち退き料とかそういう売買交渉とかがどうしてもネックになってきて、それが放置されたまま 10 年以上そのままっていうか、計画が止まっている状態になるんですね。それが急に OK が出たと動き出すことがありまして、そうなった時に、私が 10 年前に作った地籍測量図と内容が全く変わって、隣の例えば昔ブロックがあったけど先に取り壊してしまっていて、ブロックがアスファルトに変わるとか、知事名が変わってしまったのか、いろいろそういうことで作り直し、結局、税金を使って作り直すことが多いので、その進め方とかをもうちょっとどうにかならないものかというふうな要望ですね、もったいないと常々思っています。

(濱元会長)

- ・計画があっても、それがどういうふうに、先ほどあったように進め方が周知されているのかとか、そういうフィードバックとかですね。

(吉田委員)

- ・地権者が計画を知らない場合も多くて、自分の土地が道路にかかることを知らないまま私が測量に来たっていうことがあったりするので、もうちょっと徹底して周知してほしい。あと本当に買うって決まった方から発注を依頼する方法が本当は望ましいと思うのですが、それが決まっていないまま作業だけを進めていくので、10 年ぐらい放置されるといろんな状況が変わってきて、再度測量し直すってことが何度も出てくる。ちょっと進め方に問題があるのではないかなというふうに毎回思っています。

(濱元会長)

- ・公共事業の進め方ですね。用地取得とか。

(吉田委員)

- ・そうですね。

(事務局：赤嶺主査)

- ・道路用地の確保とか、そういった公共用地の確保の問題における手順とか、そういった問題についての説明ですね。

(吉田委員)

- ・そうですね。進め方をもうちょっと検討、土木事務所が現地説明会を開催していると思いますが、この地権者の意思の確認とかが全然できていないことが多くて、あと地権者さんが事業内容の理解もちゃんとできていないことが多いので、それをちゃんとしてい

ただかないともったいないなという、せっかくの事業が予定どおりに動かないので。

(事務局：幸地班長)

- ・今回議論しているのが国土利用計画ということで、土地利用の長期構想という形で、ざっくりとした形、言い方ちょっと悪いのですが、ざっくりしたような方針を書いていくと、大まかなビジョンという形で書いているところなので。例えば道路であれば、土木建築部の道路管理課であったり、街路の方でやっているのですが、個別の事業計画であったりとか、その事業の進め方みたいなところをこの計画の中に落とし込むのはなかなか難しいところではあります。
- ・ただ、この場で、せっかくこういった形で事業の進め方であったりとか、用地取得に関してこうやっていいのではないかと、きちんと計画的にやれば、事業費も抑えられるのではないかとというような意見をいただいていますので、そのあたりについては、土木の担当課の方にこういう意見が出てますので、ここもしっかり対応するようにということで、意見の方はお伝えして、土木の方でもちょっと検討いただきたいなとは思いますが。

(吉田委員)

- ・計画はするんですけど、それに対する10年やったフィードバックをしているっておっしゃっていたのですが、そこまでしているのかなっていう、毎回私達からしたら、もうやったのにそれをフィードバックしてないんだらうかという不安というんですか、やる側からしたら。

(事務局：幸地班長)

- ・なかなかその道路の計画とか、長期の形で当時取得していたのが実際に事業が進捗し始めたのが10年後、20年後っていうのはざらにありますので、その中でその土地の取得者であったりとか、近隣の所有者が変わったりとか、計画の変更、内容が変更したりとかっていうのも多々あるので、その中で土木サイドの方で、どういう形でフォローしているのか私どもも細かいところは分からないところもあるので、そこも確認しながら、こういう意見がありましたということは、しっかりと伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(濱元会長)

- ・吉田委員ありがとうございました。各委員の皆様、幅広い視点から様々なご意見ありがとうございました。事務局におかれましては、各委員から出された今回のご意見を参考にさせていただき、今後の計画、改定作業を進めていただければと思っています。
- ・続きまして、前回審議会の諮問事項に係る報告事項について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：大城支援主幹)

- ・事務局より、資料7を読み上げる形で報告。

(濱元会長)

- ・ありがとうございます。ただ今事務局から報告のありました令和7年度第2回の審議会諮問事項に係る結果報告につきまして、何かご質問などありましたら、よろしくお願いいたします。

【委員から質問等なし】

(濱元会長)

- ・よろしいですか。では、本日予定しておりました議事はこれですべて終了となります。皆様、活発なご議論、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局：幸地班長)

- ・濱元会長ありがとうございます。それでは事務局のほうから事務連絡をさせていただきますと思います。

【事務局から、事務連絡】

(事務局：幸地班長)

- ・それでは、本日ご審議いただいたのは骨子案ということで、この資料3の方でまとめたものになります。次回、素案という形で、もう少し文章化した、最終案に近いような形のものを皆さんにご審議していただきます。その後、最終案をご審議していただいて、それを答申していただくという形になりますので、あと2回ほど、この国土利用計画についての審議をお願いしたいと思っています。その間にまたいろいろとご意見とかもあるかと思うので、次回の素案の時にいろいろとご意見、ご指導とかいただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。
- ・それでは、会長はじめ委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和8年度第1回沖縄県国土利用計画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。